

役員等報酬および費用弁償規定

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 東栄会（以下「法人」と言う。）の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員として賃金を得ている場合は、これを支給しない。非常勤役員については、理事会等、法人業務に係った場合のみ、その日数に応じて支給する。

2 前項の報酬の額は次のとおり支給する。

役 職	報 酬 額
理事長（非常勤）	0 千円／日
理事（常勤施設長）	0 千円／日
理事（非常勤）	0 千円／日
監事（非常勤）	0 千円／日
評議員	0 千円／日
評議員選任・解任	0 千円／日

3 理事長報酬は無報酬とする。但し、経営状況によっては、評議員会が報酬額を決めることができるものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が法人の業務のために要した交通費その他の費用は、本人から請求があった場合に限り、次の通り費用弁償を行う。

- 2 理事、監事について、交通費相当額として年額 10,000 円を上限に支給することが出来る。
- 3 前項以外の役員（評議員、評議員選任解任委員会）には、費用弁償を行わない。
- 4 宿泊を伴う場合は、職員の旅費規定に準じて実費を支給する

(改 正)

第4条 この規定の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規定は、平成29年6月19日から施行する。
この規定は、平成31年3月28日の評議員会をもって改正する。
この規定は、令和8年3月30日の評議員会をもって改正する。